

徳島県収用委員会告示第二号

土地収用法（昭和二十六年法律第二百十九号）第四十五条の二の規定により、次のとおり収用の裁決手続の開始を決定したので、告示する。

令和三年五月二十一日

徳島県収用委員会会長 松 尾 泰 三

- 一 起業者の名称 国土交通大臣
- 二 事業の種類 一級河川吉野川水系吉野川及び加茂谷川改修工事（加茂第二堤防）並びにこれに伴う町道、一級河川、農業用排水路及び農業用排水路付替工事

- 三 収用の裁決手続の開始を決定した土地の所在、地番、地目、地積等
所在 徳島県三好郡東みよし町加茂

地番	地目	地積		決定した土地の面積
		土地登記簿上の地積	実測地積	
二五一番一	山林	一四〇 平方メートル	一二六・三四 平方メートル	一〇九・〇九 平方メートル

- 四 土地所有者の氏名、住所等

別記のとおり

- 五 土地に関して権利を有する関係人の氏名、住所及びその権利の種類
なし

- 六 裁決手続の開始を決定した年月日

令和三年五月十一日

別記

土地登記記録名義人（亡）宮成クラ 法定相続人

法定相続分十二分の一

福永 麗子 徳島県美馬市脇町字小星六一一番地二

法定相続分十二分の一

國見 千鶴子 兵庫県西宮市松ヶ丘町一〇番一三号

法定相続分十二分の一

前川 恵美子 東京都江東区南砂二丁目三番七・七一九号

法定相続分十二分の一

脇 敦子 奈良県奈良市青山八丁目七六番地

法定相続分十二分の一

宮本 暁代 兵庫県西宮市古川町三番一〇・六〇八号

法定相続分十二分の一

宮本 一二三 徳島県三好市三野町加茂野宮九三四番地三

法定相続分十四分の一

宮成 暉夫 徳島県三好郡東みよし町加茂四七六番地二

法定相続分十四分の一

岡田 昌也 兵庫県宝塚市花屋敷荘園四丁目二番一三号

ただし、住民票の住所 兵庫県川西市栄町九番一・G一〇四号

法定相続分十四分の一

宮成 秀行 兵庫県川西市花屋敷一丁目一四番一五・E二〇五号

法定相続分二十八分の一

濱下 靖子 大阪府高槻市松が丘二丁目一五番一号 ファミール松ヶ丘A棟二〇二号

法定相続分二十八分の一

反橋 智子 大阪府高槻市大蔵司二丁目四九番一〇号

法定相続分十四分の一

宮成 政明 大阪府豊中市豊南町西二丁目一六番一〇号

法定相続分二十八分の一

濱本 志保利 大阪府大正区泉尾二丁目二七番二号 サンコーヴァンテアン泉尾七〇三

号

法定相続分二十八分の一

濱本 香里 大阪府大正区三軒家東五丁目九番三号 タケシタ・ビル三〇一号

法定相続分十四分の一

岡本 三千代 兵庫県川西市山下町八番六号